

税関総署による権利侵害貨物の法による 没収・競売に関する公告についての解説

2007年11月23日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

税関総署による 権利侵害貨物の法による没収・競売に関する公告についての解説

税関総署ウェブサイトによると、税関総署は先ごろ、『税関総署 税関が没収した権利侵害貨物の法による競売に関する公告』（公告〔2007〕16号）に対する解説を行った。

一、没収された権利侵害貨物を競売にかけることはできるのか？

『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』第27条の規定に基づき、没収された権利侵害貨物が、社会公益事業に用いる方法がなく、かつ知的財産権の権利者に購入意思がない場合、税関は権利侵害の特徴を除去した後、法により競売に付することができる。

権利侵害貨物の売却、競売は、中国の国情を考慮したものである。権利侵害貨物の売却、競売は節約、浪費の防止、環境汚染の防止に役立つほか、貨物を売却、競売する際に権利侵害標識を取り除かなければならないため、権利者が損害を受けまいよう保証することができる。関係国の法律にも類似の規定がある。例えば、米国関税法第133章第133.52節の規定によると、税関は没収後90日を超過した貨物について、関係政府部門への引き渡し、または福祉機関への寄贈が不可能な場合、公開競売に付することができる。

二、権利侵害貨物が競売にかけられる場合、どのような条件を満たしていなければならないのか？

この点こそ今回の公告で明確に示されている内容である。権利侵害貨物が競売にかけられる場合、以下の2つの条件に合致していなければならない。第一に、当該貨物および包装における権利侵害の特徴を完全に除去しなければならない。これには商標、著作権、特許権、およびその他の知的財産権を侵害している特徴の除去が含まれる。権利侵害の特徴を完全に除去できない貨物は廃棄し、競売してはならない。第二に、税関は権利侵害貨物を競売する場合、知的財産権の権利者の意見を求めなければならない。

上述の2点を明確にすることで、税関による権利侵害貨物の競売をめぐる活動について、よりいっそうの規範化が可能となるほか、税関による法執行の透明度が増し、知的財産権の権利者の知る権利を保障することができる。

三、税関が没収した権利侵害貨物については、どのような処理方法があるのか？

『知的財産権税関保護条例』の規定によると、税関による権利侵害貨物に対する処理方法には主に以下の方法がある。1. 関係公益機関に引き渡し、社会公益事業に使用する。2. 知的財産権の権利者に購入意思がある場合、税関は権利者に有償譲渡することができる。3. 没収された権利侵害貨物が、社会公益事業に用いる方法がなく、かつ知的財産権の権利者に購入意思がない場合、税関は権利侵害の特徴を除去した後、法により競売に付すことができる。4. 権利侵害の特徴を除去できない場合、税関は廃棄処分しなければならない。

税関は一部の社会公益事業に使用することができる権利侵害貨物を社会公益事業に用いるために関係公益機関に引き渡すことができるという内容は主に、わが国の地域間の経済発展状況が現時点において非常にアンバランスであり、かつ貧困ライン以下の生活を送る者が少なくないという点を考慮したものである。税関が没収した権利侵害貨物を社会公益事業に用いることで、貧困者が生活・生産の中で遭遇する困難の解決を助けることができるだけでなく、社会資源の節約、浪費の回避も可能となる。権利侵害貨物がいかなる形式によっても商業ルートに流入しないよう保証するため、税関総署はさらに中国紅十字（＝赤十字）会總會と協力覚書を締結し、紅十字（＝赤十字）会系統による社会公益事業への使用を目的とする権利侵害貨物の配布について、厳格に規定し、寄贈活動の合法性、秩序性、有効性を保証し、権利者の利益を損なわないことを前提として、「すべてのものが最大限利用される」よう保証している。

権利者自身が持つ権利を処理する権利を考慮し、税関が没収した権利侵害貨物について、権利者に購入意思がある場合、税関は権利者に有償譲渡することができるとした。

権利侵害貨物が寄贈に適さず、かつ権利者に購入意思がない場合、税関は権利侵害標識を除去した後、競売に付すことができる。これも資源の節約という点を考慮したものである。

権利侵害貨物について、上述の方法で処理できない場合、税関は廃棄処分しなければならない。